

道路占有者（以下「占有者」という。）は、道路法、同法施行令、石川県道路占有料条例、石川県道路占有規則その他関係法令を遵守するほか、次の条件に従わなければならない。なお、以下において「道路」とは「道路及び道路予定区域」をいう。

### 1 用途指定

占有者は、占有を許可された期間中、占有を許可された用途以外の用途に供してはならない。

### 2 占有料（利用料）

#### （1）占有料の額

- ①本県が設定する最低価格以上の価格での利用が条件となります。
- ②占有期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、1月として月割計算します。

#### （2）占有料の納付

本県が指定する期日までに、当該年度分を納付するものとします。

### 3 経費の負担等

占有者は占有許可を受けた物件（以下「占有物件」という。）及び占有許可を受けた場所（以下「占有場所」という。）の維持保全のため通常必要とする経費のほか、当該占有物件に付帯する電気料、電話料等の光熱水費等を負担しなければならない。

### 4 占有物件及び占有場所の管理等

- （1）占有物件及び占有場所は、道路法その他関連法令の規定の範囲内で許可するものであり、占有者は、占有物件及び占有場所を常に善良なる管理者の注意をもって維持保全するとともに、道路の構造や周辺道路の交通、住環境等に支障を及ぼさないよう努めなければならない。
- （2）占有者は、占有物件及び占有場所の清掃、除草その他の管理を行わなければならない。また、必要に応じ、占有場所近傍の道路等の清掃や除草その他の管理を行わなければならない。
- （3）本県において必要があるときは、占有物件及び占有場所について随時に実施調査し、資料の提出若しくは報告を求め、その他維持管理に関して指示することができる。

### 5 道路に関する工事の扱い

- （1）道路に関する工事に伴う占有物件の移転、改築、除却等の費用については占有者が負担しなければならない。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占有者は占有物件の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担しなければならない。

- (2) 道路に関する維持管理又は工事を行うために道路管理者が占用区域内に立ち入ることを妨げてはならない。

## 6 権利の譲渡等

- (1) 占有者は、占有許可により生じた権利及び義務を第三者に譲渡してはならない。  
(2) ただし、賃貸駐車場等事業目的による第三者に対する賃貸借の場合は、前項は該当しない。

## 7 占有許可の取り消し又は許可条件の変更

次の各項の一に該当するときは、許可を取り消し又は許可条件を変更するものとする。

- (1) 占有者が許可条件に違反した場合。  
(2) 本県において占有場所を必要とする場合。

## 8 原状回復等

- (1) 占有者は、占有物件の設置又は管理の瑕疵に起因して占有場所を損傷し又は汚損したときは、速やかに本県に申し出るとともに、その指示に従い占有場所を原状回復し、その費用を負担しなければならない。  
(2) 占有を許可した期間が満了する時は占有期間満了日までに、占有場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、本県は、合理的な状態での返還を指示することもできる。  
(3) 占有者が前2項の義務を履行しないときは、本県は占有者の負担においてこれを行うことができる。この場合において、占有者は何らの異議を申し立てることができない。

## 9 損害賠償等

- (1) 占有者は、占有物件の設置又は占有物件及び占有場所の管理の瑕疵に起因して第三者に損害を与え又は第三者と紛争を生じたときは、損害を賠償し又は紛争を解決しなければならない。  
(2) 前項に掲げるほか、占有者はこの条件に定める義務を履行しないため本県に損害を与えたときは、その費用に相当する額を負担しなければならない。

## 10 有益費等の請求権の放棄

占有許可の取り消しが行われた場合において、占有者は占有物件及び占有場所に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要経費その他の費用を請求しないものとする。

## 11 自然災害の責任

本県は、自然災害による被害について、その責任を負わない。

## 1 2 疑義の決定

この条件に関し疑義のあるとき、その他占有物件及び占有場所について疑義が生じたときは、すべて本県の決定するところによるものとする。

## 1 3 関係法令及び関係者との調整

- (1) 関係法令を遵守し、関係法令の調整等は利用予定者にて行うこと。
- (2) 本件に係る関係者との調整の一切について、利用予定者の責任で行うこと。

## 1 4 占有物件の構造等

- (1) 柵及び縁石等の工作物の設置により占有範囲を明確にすること。
- (2) 将来の道路事業の支障とならないよう除却が困難となる構造としないこと。
- (3) 占有場所から車道等への飛び出し事故を防止するために、柵等の設置による安全対策を十分に講じること。
- (4) 自動車又は自転車等の駐車需要を生じさせる程度の大きい施設が占有される場合には、当該施設の利用者により、周辺の道路上に違法駐車されることのないよう適切な措置を講じること。
- (5) 占有場所への車両等の出入りの進入路及び退出路は占有場所内に設置すること。また、進入路及び退出路等の形態は別紙3に準ずるものとし、事前協議申請の際に、その形態を判別できるものを添付するとともに、それとは別に、所轄警察署と調整すること。
- (6) 占有場所への電線類の引き込みについては、工事期間中の仮設電源の確保など、一時的な場合を除き、海側幹線を上空横断することはできない。